

家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金交付要綱 新旧対照表
(平成 30 年 10 月)

新	旧
<p>(助成対象事業)</p> <p>第 5 条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、実施要綱第 4 1 (3) に定めるものであって、蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムを設置する場合にあっては、当該設置に併せて導入する太陽光発電システムが、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>一 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、次のいずれかの認証を受けていること。ただし、既に太陽光発電システムを導入している場合にあつては、<u>別表 1 に掲げる国</u>、都又は公社が実施していた住宅用太陽光発電システムに対する補助事象の補助対象となっていた場合にあつては、この限りではない。</p> <p>ア 一般財団法人電気安全環境研究所による認証</p> <p>イ 国際電気標準会議の IECCE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(助成金の交付に係る一般申請)</p> <p>第 8 条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者（第 10 条第 1 項に規定する住宅供給事業者を除く。次条において同じ。）は、助成対象機器等を設置した後、次の表の第一欄に掲げる助成対象者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類その他の別表 <u>2</u> に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の</p>	<p>(助成対象事業)</p> <p>第 5 条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、実施要綱第 4 1 (3) に定めるものであって、蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムを設置する場合にあっては、当該設置に併せて導入する太陽光発電システムが、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>一 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、次のいずれかの認証を受けていること。ただし、既に太陽光発電システムを導入している場合にあつては、過去に東京都又は公益財団法人東京都環境公社が実施していた住宅用太陽光発電システムに対する補助事象の補助対象となっていた場合にあつては、この限りではない。</p> <p>ア 一般財団法人電気安全環境研究所による認証</p> <p>イ 国際電気標準会議の IECCE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(助成金の交付に係る一般申請)</p> <p>第 8 条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者（第 10 条第 1 項に規定する住宅供給事業者を除く。次条において同じ。）は、助成対象機器等を設置した後、次の表の第一欄に掲げる助成対象者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類その他の別表 1 に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の</p>

申請を行うものとする。

第一欄	第二欄
個人である所有者	家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金交付申請書（兼設置完了報告書）（個人用）（第1号様式）
個人に貸与する貸与者	家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金交付申請書（兼設置完了報告書）（個人（共同申請）用）（第2号様式）
法人である所有者	家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金交付申請書（兼設置完了報告書）（法人用）（第3号様式）
法人に貸与する貸与者	家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金交付申請書（兼設置完了報告書）（法人（共同申請）用）（第4号様式）

2 前項の規定による申請（以下「一般申請」という。）は、次のいずれか早い日までにを行うものとする。ただし、太陽光発電システムを既に導入している住宅において蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムを設置する場合で、かつ、当該助成対象機器等に係る領収書等に記載された領収日が平成30年4月1日から同年9月30日までの期間にある場合にあっては、平成31年3月29日までに一般申請を行うものとする。

- 一 平成32年3月31日
- 二 当該助成対象機器等に係る領収書等に記載された領収日（領収書等が複数ある場合にあっては、当該領収書等の領収日のうち最も遅い日）から6か月を経過した日

申請を行うものとする。

第一欄	第二欄
個人である所有者	家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金交付申請書（兼設置完了報告書）（個人用）（第1号様式）
個人に貸与する貸与者	家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金交付申請書（兼設置完了報告書）（個人（共同申請）用）（第2号様式）
法人である所有者	家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金交付申請書（兼設置完了報告書）（法人用）（第3号様式）
法人に貸与する貸与者	家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金交付申請書（兼設置完了報告書）（法人（共同申請）用）（第4号様式）

2 前項の規定による申請（以下「一般申請」という。）は、次のいずれか早い日までにを行うものとする。ただし、当該助成対象機器等に係る領収書等に記載された領収日が平成28年4月1日から同年6月27日までの期間にある場合にあっては、同年12月31日までに一般申請を行うものとする。

- 一 平成32年3月31日
- 二 当該助成対象機器等に係る領収書等に記載された領収日（領収書等が複数ある場合にあっては、当該領収書等の領収日のうち最も遅い日）から6か月を経過した日

3 (略)

(助成金の交付に係る事前申請)

第9条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、助成対象者は、平成32年3月31日までに一般申請をすることが困難であるとして公社が認めた場合に限り、助成対象機器等を設置する前であっても、家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金事前申請書(第5号様式)その他の別表3に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付に係る事前の申請を行うことができる。

2 (略)

3 (略)

4 前項の規定により事前申請の受理の決定に係る通知を受けた助成対象者は、助成対象機器等を設置した後、次のいずれか早い日までに、前条第1項の表の第一欄に掲げる助成対象者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類その他の別表2に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

一 平成33年9月30日

二 当該助成対象機器等に係る領収書等に記載された領収日(領収書等が複数ある場合にあっては、当該領収書等の領収日のうち最も遅い日)から6か月を経過した日

5～8 (略)

(住宅供給事業者による交付申請の特例)

第10条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者が、次に掲げる要件を満たす住宅供給事業者(住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。)

3 (略)

(助成金の交付に係る事前申請)

第9条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、助成対象者は、平成32年3月31日までに一般申請をすることが困難であるとして公社が認めた場合に限り、助成対象機器等を設置する前であっても、家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金事前申請書(第5号様式)その他の別表2に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付に係る事前の申請を行うことができる。

2 (略)

3 (略)

4 前項の規定により事前申請の受理の決定に係る通知を受けた助成対象者は、助成対象機器等を設置した後、次のいずれか早い日までに、前条第1項の表の第一欄に掲げる助成対象者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類その他の別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

一 平成33年9月30日

二 当該助成対象機器等に係る領収書等に記載された領収日(領収書等が複数ある場合にあっては、当該領収書等の領収日のうち最も遅い日)から6か月を経過した日

5～8 (略)

(住宅供給事業者による交付申請の特例)

第10条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者が、次に掲げる要件を満たす住宅供給事業者(住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。)

である場合は、当該住宅供給事業者は、助成対象機器等を設置する前かつ平成32年3月31日までに、家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金事前申請書（特例申請用）（第9号様式）その他の別表3に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付に係る事前の申請を行うものとする。

一 東京都内に、第三者に販売することを目的として、分譲用若しくは賃貸用の集合住宅又は分譲用の戸建住宅（以下「分譲住宅等」という。）を新築し、当該新築する分譲住宅等（以下「新築分譲住宅等」という。）において助成対象機器等を自ら設置すること。

二 新築分譲住宅等に設置する助成対象機器等に係る領収書等を、平成33年9月30日までに受領する予定であること。

2 （略）

3 前項の規定により特例申請の受理の決定に係る通知を受けた住宅供給事業者は、助成対象機器等を設置した後、次のいずれか早い日までに、家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金交付申請書（兼設置完了報告書）（法人用）（第3号様式）その他の別表2に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

一 平成33年9月30日

二 当該助成対象機器の領収書等に記載された領収日（領収書等が複数ある場合にあっては、当該受領日のうち最も遅い日）から6か月を経過した日

4～6 （略）

である場合は、当該住宅供給事業者は、助成対象機器等を設置する前かつ平成32年3月31日までに、家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金事前申請書（特例申請用）（第9号様式）その他の別表2に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付に係る事前の申請を行うものとする。

一 東京都内に、第三者に販売することを目的として、分譲用若しくは賃貸用の集合住宅又は分譲用の戸建住宅（以下「分譲住宅等」という。）を新築し、当該新築する分譲住宅等（以下「新築分譲住宅等」という。）において助成対象機器等を自ら設置すること。

二 新築分譲住宅等に設置する助成対象機器等に係る領収書等を、平成33年9月30日までに受領する予定であること。

2 （略）

3 前項の規定により特例申請の受理の決定に係る通知を受けた住宅供給事業者は、助成対象機器等を設置した後、次のいずれか早い日までに、家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金交付申請書（兼設置完了報告書）（法人用）（第3号様式）その他の別表第1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

一 平成33年9月30日

二 当該助成対象機器の領収書等に記載された領収日（領収書等が複数ある場合にあっては、当該受領日のうち最も遅い日）から6か月を経過した日

4～6 （略）

別表 1

【別表1】

実施主体		助成制度名称
1	経済産業省資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業(平成6年度から平成8年度まで)
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業(平成9年度から平成13年度まで)
3		住宅用太陽光発電導入促進事業(平成14年度から平成17年度まで)
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業(平成20年度から平成23年度まで)
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業(平成23年度から平成25年度まで)
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業(平成25年度から平成27年度まで)
7	公社	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業(平成21年度及び平成22年度)
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業(平成23年度及び平成24年度)

(新規)

別表 2

- (1) 共通項目 (略)
- (2) 蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムを申請する場合

必要書類	助成金交付要綱の規定による「申請者種別」						備考
	第8条関係					第10条関係 住宅供給 事業者	
	個人	個人 (共同申請)	法人	法人 (共同申請)	住宅供給 事業者		
提出書類名称							
1 太陽光発電システムの設置時期を確認できる書類	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 次の書類のいずれか一つを提出すること。 ①太陽光発電システムの領収書(写し)②太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し) ・領収書にあっては領収日を設置日、保証書にあっては引渡日等を設置日とする。 ※太陽光発電システムが既設の場合は提出不要 	
2 太陽光発電システムが第5条第1号に適合することを証明する書類	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 次の書類のいずれか一つを提出すること。 【太陽光発電システムが同時導入の場合】 ①出力対比表②太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し) ・太陽光モジュールの型番が確認できるものであること。 【太陽光発電システムが既設の場合】 ①出力対比表②太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)③国、都又は公社発行の市町村太陽光発電システム助成制度の交付決定通知書(写し)④再生可能エネルギー推進事業計画の認定を受けていることを証する文書(発電明細等) 	
3 太陽光発電システムで発電した電力を助成対象機器を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 次の書類のいずれか一つを提出すること。 ①経路契約のご案内(写し)②系統連系協議依頼票の控え(写し)③或近隣の太陽光の発電明細(助成対象機器の領収日より前のもの)(写し) 	
4 出力対比表	○※	○※	○※	○※	○※	<ul style="list-style-type: none"> ※太陽光発電システムが既設の場合は提出不要 ※「太陽光発電システムが第5条第1号に適合することを証明する書類」として提出する場合は提出不要 ※系統連系協議依頼票を提出する場合は提出不要 	
5 太陽光発電システムの設置状況を示す写真	○※	○※	○※	○※	○※	<ul style="list-style-type: none"> ※太陽光発電システムが既設の場合は提出不要 	

なお、一つの書類で複数項目を確認できる書類にあっては、一部のみの提出で足りるものとする。

- (3) リース事業者と共同申請を行う場合 (略)

別表 3 (略)

別表 1

- (1) 共通項目 (略)
- (2) 蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムを申請する場合

必要書類	助成金交付要綱の規定による「申請者種別」						備考
	第8条関係					第10条関係 住宅供給 事業者	
	個人	個人 (共同申請)	法人	法人 (共同申請)	住宅供給 事業者		
提出書類名称							
1 太陽光発電システムの設置時期を確認できる書類	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 次の書類のいずれか一つを提出すること。 ①太陽光発電システムの領収書(写し)②太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し) ・領収書にあっては領収日を設置日、保証書にあっては引渡日等を設置日とする。 	
2 太陽光発電システムが第5条第1号に適合することを証明する書類	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 次の書類のいずれか一つを提出すること。 ①出力対比表②系統連系協議依頼票の控え(写し)③太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し) ・太陽光モジュールの型番が確認できるものであること。 	
3 太陽光発電システムで発電した電力を助成対象機器を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 次の書類のいずれか一つを提出すること。 ①電力供給契約申込書の控え(写し)②系統連系協議依頼票の控え(写し)③或近隣の太陽光の発電明細(助成対象機器の領収日より前のもの)(写し) 	
4 出力対比表	○※	○※	○※	○※	○※	<ul style="list-style-type: none"> ※太陽光発電システムが既設の場合は提出不要 ※「太陽光発電システムが第5条第1号に適合することを証明する書類」として提出する場合は提出不要 ※系統連系協議依頼票を提出する場合は提出不要 	
5 太陽光発電システムの設置状況を示す写真	○※	○※	○※	○※	○※	<ul style="list-style-type: none"> ※太陽光発電システムが既設の場合は提出不要 	

なお、一つの書類で複数項目を確認できる書類にあっては、一部のみの提出で足りるものとする。

- (3) リース事業者と共同申請を行う場合 (略)

別表 2 (略)